

令和4年塩尻市議会6月定例会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和4年6月15日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

議案第 5号 公平委員会委員の選任について

議案第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 7号 塩尻市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第 8号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業小坂田公園市民プール解体ほか工事請負契約の変更契約の締結について（追認）

議案第 10号 市道路線の認定について

○出席委員

委員長	中野 重則 君	副委員長	赤羽 誠治 君
委員	牧野 直樹 君	委員	柴田 博 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中村 努 君
委員	青柳 充茂 君	委員	横沢 英一 君
委員	篠原 敏宏 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

午前9時58分 開会

○**委員長** おはようございます。おそろいでありますので、ただいまから6月定例会総務産業常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は委員全員が出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 改めまして、おはようございます。委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げておりますそれぞれの議案に対しまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○**委員長** ありがとうございます。次に、例年ですと年度の初めの委員会でありますので、当委員会に関する職員の自己紹介を行っています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、お配りしてあります職員名簿により紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案につきましては、別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程について、副委員長から御説明を申し上げます。

○**副委員長** おはようございます。本日は、各議案の審査を行います。視察等の予定はありませんので、よろしく申し上げます。なお、委員会終了後、議会側案件による協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第1号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**危機管理課長** それでは、議案第1号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案関係資料1ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

概要ですけれども、損害補償を受ける権利を担保に供することができるという特例を定めた規定を削除するものであります。

条例の新旧対照表につきましては、後ほど御説明をいたします。条例の施行等については、公布の日から施行するものであります。

それでは、2ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。右側、現行において、第3条第2項で、損害補償を受ける権利は譲り渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることは禁止されておりまして、例外として、ただし書で、補償年金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合のみ認めているところであります。左側、改正案でありますけれども、先般の年金制度の法改正にお

いて、年金受給権を担保とした貸付事業が廃止となったことを受けまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の関係規定が削除されたことに伴いまして、本条例においても、ただし書以降の特例規定を削除するというものであります。説明については以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問があればお願いいたします。

○柴田博委員 現行の制度で、今までにこういうことが適用された例とかはあるわけですか。

○危機管理課長 過去に、補償年金、遺族年金を受けている方はいましたが、この担保にして借入れをするという事例はありません。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第2号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第2号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 議案の説明に入ります前に、議案第2号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例に誤植がありましたので、事前に正誤表を配付させていただきました。訂正箇所がありますけれども、議案第2号の1ページの目次の規定改正部分で、2行目にあります「第12条を「第12条の8に、とありますが、ここが誤植となっております。正しくは、「第12条」を「第12条の8」に、の誤りであります。また、議案関係資料4ページ、塩尻市都市公園条例新旧対照表、現行の欄の3行目「(第12条)」の下線及び改正案の欄の3行目「(第12条の8)」の下線は、次の括弧閉じるまで下線を引くものとなります。訂正をしておわび申し上げます。

それでは、議案第2号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例の説明に移ります。議案関係資料3ページをお願いします。

改正の理由及び概要につきましては、小坂田公園の再整備に伴い、有料公園施設の規定を改めるとともに、指定管理者制度を小坂田公園に導入することに伴いまして、必要な改正をするものであります。施行日は、令和5年4月1日であります。

改正の内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表を御覧ください。第7条は、指定管理者制度の導入に伴う規定の整備になります。有料公園施設の中に直営であるものと指定管理によるものが混在することになりますので、規定を整理したものであります。次に、第11条について小坂田公園の料金は、改正後は指定管理者が利用料として収受することになるため、使用料に関する規定を、直営である塩尻北部公園に限定するものであります。次に、第12条の2から第12条の8までにつきましては、指定管理に関する規定を加えるものであります。第12条の2第2項では読替規定を置いています。これは第6条の都市公園の利用の禁止や制限ができる規定と、第12条の条例に違反した場合などの許可の取消しについての規定を、指定管理者が行えるようにするものであります。次に、第12条の3は、指定管理者が行う業務に関する規定を第1号から第3号に記載しています。なお、設置管理許可、占用許可、特定利用行為については、引き続き市長が行うことにしております。次に、第12条の4は、現在、規則で定めている利用日及び利用時間について、指定管理者に管理させる際の基本的条件として条例で定めたものであります。次に、第12条の6から第12条の8は利用料に関する規定で、ほかの指定管理に関する条例と同様の内容となっております。

次に、8ページをお願いします。別表第1については、小坂田公園多目的運動場を廃止しまして、サッカー場、ミニサッカー場、シャワールームを新設することに伴う改正であります。

9ページ、別表第2につきましては、レストランが廃止となりまして、小坂田公園ゴーカート場、多目的運動場が使用料から利用料に変更になることに伴い、当該施設に関する使用料の規定を削除するものであります。

次に11ページ、別表第3は、指定管理させる施設の利用日等を定めたもので、いずれも月曜日を休園とし、それぞれの利用時間について、ゴーカート場及びサッカー場は午前9時から午後5時まで、ミニサッカー場は午前9時から午後9時まで、シャワールームは午前9時から午後6時までとするものであります。

次に、別表4は小坂田公園有料公園施設の利用料を定めるもので、ゴーカート場は従来どおり変更ありません。サッカー場については1時間3,000円とし、照明は利用できないこととするため、料金も定めておりません。ミニサッカー場については1時間1,000円で、照明は1時間300円。シャワールームについては1回100円としております。

利用料の決定方法につきましては、本市のほかの公共施設の使用料等を算定する際に用いています積算方法と同様の方法により、サッカー場、ミニサッカー場、シャワー、照明の料金を算定し、その額が利用実態と即しているかを検討し、決定したものであります。

まず、サッカー場につきましては、受益者負担割合を50%としまして、年間のランニングコストを1,700万円、年間の使用時間を480時間と仮定し料金を算出しましたところ、1時間当たり1万7,000円という料金が算出されましたけれども、この料金では、本市の他のスポーツ施設や近隣のサッカー場と比較して高額となってしまうため、隣接する松本市のサッカー場の利用料や、主に利用されると想定されます市のサッカー協会等ヒアリングを行いまして、1時間3,000円としたところでありました。ちなみに、松本のアルウィンですけれども、午前の利用の場合は3,200円、午後の利用の場合は4,480円、かりがねサッカー場は1時間当たり3,120円、あがたの森フットボール場は3,140円となっているところであります。

次に、ミニサッカー場の算定につきましては、同じく受益者負担割合を50%とし、年間のランニングコストと人工芝の償却費を200万円と想定しまして、年間使用時間を1,000時間と仮定し、1時間当たりの料金を算定し

ますと 1,000 円となります。この額は適正金額と判断し、1,000 円という形で決定しております。ちなみに、中央スポーツ公園のサッカー場につきましては、1 時間当たり 1,520 円となっております。

次に、シャワーにつきましては利用人数の想定ができないことから、かりがねサッカー場ややまびこドームにあります同様の施設と同様の料金とし、5 分間 100 円としております。

次に、照明の使用料につきましては、夜間利用のみが利用するため、受益者負担割合を 100%としまして、イニシャルコスト、ランニングコストをそれぞれ算出し、1 時間当たり 300 円としたものであります。

今後のスケジュールとしましては、6 月から指定管理者の公募を行いまして、9 月に選定、12 月に指定管理者の決定を予定しているところであります。私からの説明は以上です。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質問があればお願いいたします。

○**中村努委員** 使用料から利用料に変えたということですが、これはどういう違いがあるのですか。

○**都市計画課長** 使用料と利用料の違いですけれども、公の施設の利用に対してお金を頂く場合、条例で規定する必要があります。その際、地方自治法の規定で、市の収入として徴収する場合は使用料、指定管理者の収入のとして収受する場合は利用料と、それぞれ定めがありまして、そのような形で決定しております。

○**中村努委員** そうすると、例えば使用料の場合の算定の仕方、利用料としての算定の仕方というのは特に決まりがなく、先ほど説明があったランニングコストに対してということ、両方とも算定基準は同じで何か条件が違うとか、そういうことはないのですか。

○**都市計画課長** 基本的には、使用料という形で条例にその金額を定めますので、市の場合は、使用料という形で条例に定めた金額で徴収いたします。指定管理者の場合は、条例で定めた利用料よりもそれ以上になってはいけません。以下であれば、指定管理者が市と協議をして、安くすることはできるといった形です。

○**柴田博委員** 11 ページの別表第 3 ですが、ミニサッカー場は午後 9 時まで使えて、シャワールームは午後 6 時までとなっているのですが、ミニサッカー場を使った方で、シャワーを使いたい方がいらっしゃるのではないかと思います。その辺は何か理由があるわけですか。

○**都市計画課長** 管理棟のほうにシャワールームを設けておりますので、管理棟の開館に合わせてこのような形にしております。あと、ミニサッカー場の利用者は、主に市のサッカー協会の方たちが、夜、子どもたちの練習に主に使うということで、ヒアリングをする中で合意を得て、こういった形で時間を設定しているところであります。

○**柴田博委員** 管理棟というのは今のレストラン棟のことですか。

○**都市計画課長** そのとおりです。

○**柴田博委員** 12 ページのシャワールームのところの(4)で、これ 1 回 100 円となっておりますけれども、時間制限とかはあるわけですか。

○**都市計画課長** 5 分という形で設定しております。

○**柴田博委員** それは、5 分たったらお湯が出なくなるということですか。

○**都市計画課長** そのとおりです。

○**中村努委員** その 1 回というのは 1 人当たりという理解でいいですか。

○**都市計画課長** シャワールームですが、造るときにユニットになっておりまして、例えば大人と子どもが

入る場合も当然考えられると思いますけれども、そういった場合は1人にはなりませんので、そのユニットで1回100円入れますと5分間水が出るといった形です。

○委員長 ほかにありますか。

○篠原敏宏委員 この指定管理者の選定の関係は今どのようなになっていますか。

○都市計画課長 指定管理者の選定につきましては、この議会でこの条例をお認めいただきますと、募集を6月24日に開始をしたいと計画をしております。その後、応募の受付期間ということで8月2日までを予定しております。それ以降、プレゼンテーションを9月に予定しているところです。そこで決まりますと、直近の議会が12月ですので、12月議会への提案という形で指定の議決をお願いしたいと考えているところであります。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 指定管理者の行う業務ですけれども、例えば、今問題になっている自然博物館がそのまま小坂田公園の中に残った場合、今標本を保管している部分と表示している部分については指定管理者とは関係なくなるという感じでよろしいわけですか。

○都市計画課長 そのとおりでありまして、今のところ、来年4月1日から指定管理をスタートする予定で、来年4月には蝶の博物館の部分の整備はまだ行われていないということで、その部分は除いて指定管理をスタートすることで計画しております。蝶の博物館がどうなるかによっては、その部分は、それ以降に指定管理をするのか直営でやるのかという計画がされるところです。

○柴田博委員 それで、子ども用のアスレチックが整備されたときには、多分そのアスレチックの施設は指定管理の中に入ると思うのですけれども、同時に、同じ建物の中に保管している部分があって、それは除くということになったら、管理上、いろいろ問題が生じないですか。

○都市計画課長 その点を含めて、まだ蝶の博物館を検討しているところでありますので、今後、内容についてはきちんと担当レベルで検討していきたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 飲食ブースのほうは、多分この指定管理者とは直接関係ないと思うのだけれども、その選定なり、いつから営業されるというのは決まっていますでしょうか。

○都市計画課長 P a r k - P F I という形で、飲食出店の関係は現在、芽吹堂と P a r k - P F I の契約をしております。この夏くらいから実際に、今現在の新しいトイレの西側の1区画に建築が始まるということで聞いております。予定としましては、指定管理が始まる4月1日、公園がある程度出来上がって、そのオープンに合わせて施設もオープンしていきたいということで、今調整しているところであります。

○篠原敏宏委員 もう1点。サッカー場ですけれども、松本山雅との話を今まで聞いていて、これは例えばほかのアンテロープとか、市内の高校だとか、ここの施設を具体的に使いそうな団体やチームは山雅のほかにもどんなことが想定されていますか。

○都市計画課長 議員全員協議会でも説明しておりますけれども、芝生のグラウンドにつきましては、年間480時間を利用時間として見込んでおります。その半分をプロサッカーチームの松本山雅で利用できるような形、残りの半分を市民を中心としたサッカーチーム、サッカークラブの方が利用する、また、大会で利用するといったことで説明しておりますけれども、その辺につきましては、市のサッカー協会を含めて、それぞれのチームの方

に出していただきまして、アンテロープですとか都市大の監督にも入っていただきまして、それで半々でという形で合意をいただいているところでもありますので、その辺は問題ないと思います。どこが利用するかと言われますと、主にそれぞれの団体の大会にこの場所が活用されることになると、今のところ想定しています。

○篠原敏宏委員 今の話でよく分かりました。それでいいと思うのですが、一般の皆さんが、山雅だけが独占して使えないじゃないかというようなトラブルなどがないように。あと、山雅に大いに使ってもらって、使う予定のところは空き時間がないくらい使われるというところを目指していただきたいと思います。要望にさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 この条例でいくと、有料公園施設のことしか書いていないのですけれど、小坂田公園全体の管理というのはこの指定管理者とは別ですか、有料施設以外の公園の部分。

○都市計画課長 指定管理者につきましては、基本的には、小坂田公園全体の管理をお願いしていくという形です。その中に、小坂田公園については有料施設、ゴーカートですとか今のサッカー場ですとか、そういった部分が入っているといった形です。この都市公園条例の中には、一部有料公園施設として北部公園のグラウンド等がありますので、今回、改正はしていないのですけれども、そういった部分についてもこの中では規定させていただいています。

6ページに指定管理者が行う範囲という形で、第12条の3にありますとおりですけれども、(1)から(3)までの業務を指定管理者が行うといった形です。

○中村努委員 非常に広い部分、マレットゴルフ場も含めて、その指定管理者が日常の公園の管理から全部やるのですか。

○都市計画課長 そのとおりです。

○篠原敏宏委員 今の関連で、昨日の本会議でも話があったのですが、学校施設などの芝の管理が大変だと。確かに大変だろうけれども、この広大な一帯の芝、植え込み、木の剪定、ごみ拾い一切を、苦情やら何やらということが具体的にあったときに、一義的に責任を負うのは、この指定管理者が処理も含めて行うという理解でいいわけですか。例えば、芝生に雑草が生えて、見たところがよくないとか草を刈ったほうがいいのではないかということが出てくると思うのです。そういうものの対応の責任は指定管理者が負うという理解でよろしいですか。

○都市計画課長 そのとおりであります。今、実際のところは、私どもが直接シルバー人材センターですとか、そういったところに委託をして業務をしておりますけれども、指定管理以降につきましては、指定管理者が直営でやる、もしくは、指定管理者がそういったところに委託して行う。また、指定管理者がそういった苦情ですとかそういった要望等があれば、全部受け入れて、対応していただくといった形を想定しております。

○篠原敏宏委員 指定管理者の選定の中ではそういった能力を評価する、そういった選定条件が課せられるという理解でよろしいわけですか。

○都市計画課長 そのとおりです。

○丸山寿子委員 私も同様にお聞きしたかったのですが、例えばトイレなども、利用者や外部から来る人にとって非常に重要な要素で、細かいところはどのように設定というか規定をしていくのか、その辺を確認させていただきたい。

○都市計画課長 今回、公募するに当たって、小坂田公園の管理運営業務の仕様書というのを作っております。これを公表しまして、この中に、例えばサッカー場の芝の維持管理については芝刈りを年間何回やりなさいとか、防虫防除を何回やりなさいとか、あと、トイレにつきましては日常の定期清掃を朝1回ですとか、東側に造ったトイレにつきましては朝夕2回の清掃をやりなさいとか、そういった仕様書を作っておりますので、その中で実際にやっていただくこととなります。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 ここは道の駅でもあるのですが、道の駅としての管理者も指定管理者になるということですか。

○都市計画課長 その辺、資料がありませんので正確なところは言えませんが、道の駅といわれるものにつきましては、24時間使えるトイレがあるとか、24時間使える駐車場があるとか、情報発信拠点を整備しなさいとかという要件があります。その要件を備えていれば、道の駅として指定されます。市が指定されておりますけれども、管理の部分については業務仕様書の中で記載がありまして、道路利用者に対して、道路情報ですとか観光情報ですとか、発信等の案内サービスを行うという形をお願いしております。最終的に、防災拠点の部分もありますので、当然市も関与していかなければいけない部分もあるかと思えます。

○中村努委員 道の駅として利用されて、駐車場に行くまでの通路は、道路ではないということですか。

○都市計画課長 市道認定はしていない道路ですので、公園内道路という形で、公園内は指定管理者が管理するという形です。

○中村努委員 そうすると、これは市有物件ということになるわけですね。その中で何らかの、いつも出てくるような損害賠償のようなことが起きた場合、その責任は指定管理者でなくて市にあるという理解でいいですか。

○都市計画課長 指定管理者募集要項の中でリスク分担をしております、市がリスクを負う部分と指定管理者が負う部分の内容をきちんと定めまして、不可抗力である部分とか、施設設備の修繕等によるもの等のリスク分担をしておりますので、その区分によって、指定管理者は当然、修繕等を怠ったためにリスクを負う部分、そういったことをきちんとやっても出てくる部分もありますので、そういった部分を市が負う形になるということで理解しています。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 7ページの真ん中あたりに、利用料の減免という項目があるのですが、現在想定される、どんな場合に減免されるようなことが考えられているのか、その辺、もし分かっていたらお願いします。

○都市計画課長 この部分につきましては、今、市が実際に行っているところで、例えば、子どもの団体が入って来て小坂田公園の美化活動で草むしりをするとか、ごみ拾いをやっていただいたときに、ゴーカート場を無料で使ってもらおうとか、今のところはイメージしております。

○柴田博委員 その場合に、利用料の減免もしくは免除ということですから、指定管理者にとっては収入が減るわけで、その分はどうするわけですか。そういう条件で指定管理やってくださいということなのか、減った分については、例えば市が補填するとか、そんなこともあり得るわけですか。

○都市計画課長 そういった部分の市の補填はありません。あくまでも、例えば指定管理者が自主事業で子どもたちを集めるためにそういったところを無料開放するとか、そういった部分については、指定管理者の事業の中で行うということですので、市は一切、その分の負担はしないことが原則です。

○柴田博委員 そうすると、市のほうから、例えば、子どもたちの団体がこういうふうを使う場合にはぜひ減免してくださいとか、そういうお願いをすることはあり得るわけですか。

○都市計画課長 私どもからそういった強制的なことを行いますと、市の持ち出し分が出てきますので、あくまでも指定管理者の判断で行っていただく形になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第3号塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○建築住宅課長 それでは、議案第3号塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例についてをお願いいたします。では、議案関係資料で御説明をさせていただきますので、資料の13ページを御覧ください。

まず提案の理由につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。この概要につきましては、引用している省令の条項を改めるものでして、該当する塩尻市特定公共賃貸住宅、塩尻市雇用促進住宅、塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の3施設の条例につきましては、所得の定義について具体的に規定をせず、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号の規定を引用する形式を取っております。したがって、今回は、同施行規則が改正され、所得を定義している号が繰り下げられたことに伴い、改正をするもので、この条例の施行は公布の日からとするものです。

新旧対照表14ページから16ページまでありますので、そちらを御覧ください。14ページが塩尻市特定公共賃貸住宅、15ページが塩尻市雇用促進住宅、16ページが塩尻市北小野地区若者定住促進住宅につきまして、それぞれ記載をさせていただいております。今回3施設とも、右側の現行欄下線部第1条第3号の記載を、左側の改正案のとおり第1条第4号にそれぞれ改正するものです。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。御意見ありますか。

○篠原敏宏委員 この条例改正については、全然異議ないわけですが、1つ教えてもらいたいです。特定公共賃貸住宅、雇用促進住宅、北小野地区若者定住促進住宅の具体的な場所はどこか。特に1番の特定公共賃貸住宅

については、どこに住宅があつて、何世帯ぐらいありますか。

○**建築住宅課長** 特定公共賃貸住宅につきましては、主に檜川地区にありまして、奈良井区、木曾平沢区、贄川区にそれぞれあります。合計4団地で18戸あります。雇用促進住宅は御承知のとおり、広丘の、地籍は堅石になるのですが、行政区は高出ということで、ツルヤの裏にあります。1団地で80戸となっております。北小野地区若者定住促進住宅につきましては、北小野地区にありまして、12戸となっております。以上です。

○**篠原敏宏委員** 分かりました。では、檜川以外に特定公共賃貸住宅はないということですか。旧檜川村から引き継いだそのままということですか。

○**建築住宅課長** そのとおりです。

○**委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第3号塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第5号 公平委員会委員の選任について

○**委員長** 議案第5号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○**総務人事課長** それでは、議案第5号公平委員会委員の選任についてをお願いいたします。関係資料にて説明いたしますので、議案関係資料19ページをお願いいたします。

1の提案理由ですけれども、公平委員会委員の選任につきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

2の概要ですが、現在3人おられる委員のうち、委員長であります伊藤高良氏が令和4年6月21日に任期満了となることに伴いまして、再び同氏を適任者と認め、選任しようとするものです。公平委員会の委員の任期につきましては、1期4年です。伊藤氏は平成29年の12月20日からで、現在2期目です。略歴については、裏面20ページに記載してありますので、御参照いただきたいと思います。私からは以上です。

○**委員長** ありがとうございます。では、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**丸山寿子委員** 公平委員の人数と、それから、男女別に何人ずついるのか、教えてください。

○**総務人事課長** 委員は3人です。男性が1人、女性は2人です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第5号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号公平委員会委員の選任については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○委員長 続きまして、議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 引き続きまして、議案第6号になります。固定資産評価審査委員会委員の選任についてですけども、議案関係資料21ページをお願いいたします。

提案理由ですが、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものです。

2の概要ですが、現在3人おられる委員のうち、小島賢司氏が、令和4年7月14日に任期満了になることに伴い、再び同氏を適任者と認め、選任しようとするものです。固定資産評価審査委員会委員の任期につきましては、1期3年です。男女別につきましては、男性が2名、女性が1名ということになっております。小島氏につきましては、令和元年7月15日からで、現在1期目です。略歴につきましては、裏面22ページに記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。質疑を行います。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第6号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第7号 塩尻市過疎地域持続的発展計画の変更について

○委員長 議案7号塩尻市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

○企画課長 それでは、議案7号塩尻市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明をさせていただきますので、議案関係資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

まず1番、提案の理由ですけれども、塩尻市過疎地域持続的発展計画を変更することにつきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

2の概要といたしまして、計画の趣旨、基本的な事項及び目標について見直すこと。それから、計画期間の終期を令和8年度から令和7年度へ1年間前倒しをするという概要になっております。

詳細につきましては、別冊を御覧いただきたいと思いますけれども、A4縦版の計画の変更というものを開きいただきたいと思います。まず1ページ、そもそも市町村計画についてということですので、こちら昨年9月定例会でも御説明させていただきましたけれども、旧法「過疎地域自立促進特別措置法」が昨年3月末で期限を迎えたということでありまして、新たに、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」という新法が、令和3年4月1日から施行されております。その際に、過疎地域の財政力要件が、0.64以下という基準でした。本市につきましては、そのときの直近3年間の平均で0.65ということで非該当となったことから、2段落目の後段に書いてありますけれども、新たに、塩尻市過疎地域持続的発展計画を策定するというので、昨年9月議会で議決をいただいたものです。

2として、今回の変更理由です。上から2行目ですが、令和2年の国勢調査の結果が公表された際に、人口、財政力といった指定要件を満たす場合は、過疎地域が追加されるという規定がありまして、2段落目後段ですが、財政力指数において、指定要件を満たすということになったことから、今回、改めて4月1日付で檜川地区が対象地域（一部過疎）として再び指定されたことに伴いまして、計画の変更をお願いするものです。

変更の概要につきましては先ほど申しました2点です。具体的に4番の新旧対照表で御説明をさせていただきます。2ページ、右側が現行の計画、左側が変更案です。中段に書いてありますとおり、趣旨といたしまして、右側の現行では、新法において過疎地域の要件が見直されて、対象地域から外れる卒業団体となったという規定がありましたけれども、今回、財政力指数が該当になるということで、左側、令和2年度決算を反映しました財政力指数により、再び一部過疎の対象地域となったと変更するものです。

3ページをお願いいたします。文言の修正でして、現行の右側、一番上のアンダーライン、国道19号とありますが、こちらを一般国道ということで変更するものです。概要につきましては、県との事前協議に基づきまして、国道という表記から一般国道という正式名称に改正されたいという意見を受けまして変更するものでありまして、以下、同様な変更をさせていただいております。

続きまして、4ページですけれども、もろもろ数値の変更があります。こちら、現行は平成27年の国勢調査の結果に基づく数値でありましたが、令和2年の国勢調査の結果が出ましたので、その数値に変更するというものです。3ページ以下6ページまで御覧いただきたいと思いますけれども、令和2年の国勢調査の数値の変更、または、表の令和2年の追加です。

続きまして、6ページをお願いいたします。行財政の状況ということで、本市の財政状況をお示した内容です。右側の現行は令和3年度予算の考え方、変更案は令和4年度の考え方ということで変更させていただいております。7ページまでがそのような内容となっております。

それから8ページ以下、12ページまでですけれども、先ほど申し上げました令和2年度の数値の変更、また、表の追加ということですので、御確認をいただきたいと思っております。

13ページをお願いいたします。5としまして、地域の持続的発展のための基本目標ということでありまして、右側の現行、こちら計画期間が令和8年度まででしたので、令和8年の数値を目標値として掲げておりますが、今回、計画の期間の終期を1年前倒すということに伴いまして、目標値の年を令和7年に変更をさせていただくものです。また、その下14ページ、計画期間につきましても同様に、令和3年度から令和8年度までの6年間だったものを5年間に変更させていただくという内容となっております。

16ページをお願いいたします。右側の現行の中段、(対策)のところアンダーラインがありますが、国の国道19号の桜沢改良事業が行われ、令和3年秋に完了します、というくだりがありましたが、昨年11月に開通したということですので、16ページの左上のアンダーラインにありますとおり、桜沢改良事業が昨年11月に完了したということで、修正させていただくものです。

それから、18ページをお願いいたします。楢川診療所の記載で、右下アンダーラインの最初の部分です。令和3年4月から休止をしているという記載でした。本年3月30日に松本歯科大学へ委託し、再開したという変更がありましたので、左側の下にありますとおり、市直営として法人に診療業務を委託することで、19ページの一番上ですが、3月から再開をすることとなったということです。ほかの箇所も、同じような修正をさせていただいております。

それから、19、20ページにつきましては、義務教育学校の開校の取組についての記載です。下の20ページの右上にありますアンダーラインですが、義務教育学校の開校に向けて取り組みます、というくだりでしたけれども、左上19ページのアンダーライン、小中学校施設一体型の義務教育学校を開校しましたということで、小中学校の統合がスタートしたというくだりを変更しました。

以上、主なものを御説明させていただきました。計画期間の変更、記載内容の時点修正を行うものでして、この計画に基づき、有利な過疎債等の活用を図りながら、楢川地域の事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上です。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 計画期間の変更が1年前倒しになった主な理由はどういうことでしょうか。

○**企画課長** 新旧対照表の2ページを御覧ください。右側の現行欄、先ほど申し上げました卒業団体となりましたということです。ただし、経過措置として、過疎地域とみなされる期間が6年間延長されることとなりましたということです。基本的には、法律の期限が10年間とされております。国の指導では、前期5年間、後期5年間と位置づけておりましたけれども、昨年、卒業団体になったことに伴い、経過措置が6年間あります。基本は5年間でありましたけれども、経過措置が適用になる団体はプラス1年の6年間でよかったということで認められておりました。しかし、今回、改めて一部過疎ということで指定を受けましたので、原則どおりの5年間に修正をするということで、令和7年度に改めて計画を策定し、残りの5年間の期間延長をお願いするという見込み

です。以上です。

○中村努委員 これは対象地域になる要件が整ったので、自動的に切り替えなければいけないということなので
すか。

○企画課長 県との協議の中で、期間変更については大きな変更ということです。軽微な修正等はないと言
われている部分がありますけれども、今回、私たち塩尻市については1回卒業団体になり、またそれが復活した
ということで、県との協議の中でも、ここで計画の変更が必要だという判断がされたということです。

○中村努委員 13 ページの人口推計のグラフのところですか。表だけ見ると目標が上がったように見えるのですが、
1年前倒しになったのでこの数字になっただけであって、この表の中の令和8年度の数字は、別に変わらないの
ですか。

○企画課長 こちらのグラフにつきましては、右側に凡例がありますけれども、それぞれ社人研等に基づく推計
値ですので、令和8年度に見込んでいる数値は今のところ変更はありません。令和7年度を最終目標値として変
更をかけるという内容です。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 2つほどお願いします。この変更の経過と内容はよく意味が分かりました。次に変更があり得
るとしたら、いつでしょうか。この法律は時限立法ですので、それは国勢調査の人口を使うとなると、5年後ま
では自動的にそれで算定されて、5年は過疎が必ず続いていくということなのか。もう1つ。財政力との関係だ
と、塩尻市が今回戻ったのは、0.64 と 0.65 の境目に市がいるから。あっち行ったりこっち行ったりというこ
と、財政力指数の3年間の平均ではこれはあり得ると。そういうことを想定すると、来年にまた0.63になった場
合は、これはどうなるのか。1点目はそれです。

○企画課長 結論から申し上げますと、この法律の期限を迎えるまでの期間については、今回、改めて一部過疎
として認定を受けましたけれども、国勢調査の結果うんぬんで外れるということは一切ありません。したがいま
して、令和7年、今度、国勢調査の結果が公表されたタイミングで、改めて財政力指数や人口要件というものが
全国の市レベルで再計算されて、基準である財政力指数でいうと、0.64 以下という数字が変わるかどうかが。その
基準すら再算定されます。その段階で本市の財政力指数がどうなのかということですが、一旦ここで指定を受け
た場合については、期限までは抜けるということはありません。逆に言うと、ほかの自治体で新たに要件に合致
する場合、今回、本市の場合のようなケースは新たに認める。認めることはあるけれども、脱退することはない
ということです。

○篠原敏宏委員 そのことは分かりました。もう1点。大事なのは事業計画の中身。今想定している檜川地区で、
特に過疎債を使う事業、多分各具体的な事業はそこに視点を置いて計画を立てていただいている。それが変更にな
るかどうかが。その辺は作業も含めて、どのような状況でしょうか。

○企画課長 結論から申し上げますと、私たち、実施計画また予算編成の中で、どのような事業をするべきかと
いう優先順位も含めて判断させていただいておりますが、財源ありきで事業選択をしているとは考えておりませ
ん。必要な事業に優先順位をつけて着手し、その事業を執行するに当たって、どのような有利な財源があるか
ということ判断をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、檜川地区のトイレ改修や地場産センターについて、緊急防災・減災事業債という別

の有利な起債を活用したり、そのようなことも予算編成上では考えております。また今回、過疎地域に再認定されたということで、それを過疎債への振替等も柔軟な動きを持って対応していますので、まずは事業が必要なかという点、その次に、財源はしっかり有利なものを選択していこうと考えておりますので、これまでどおり、檜川地区での事業展開を進めながら、次の段階で有利な起債はどうかという判断をしていくという考えであります。以上です。

○篠原敏宏委員 分かりました。そうではないと困ると思って聞きましたので、意味は分かりました。

要望ですが、事業のほうの関係は、前も要望させていただきましたが、ぜひ地元の協議会に内容が伝わるような配慮をしていただきたい。

あと1点。長野県で卒業した団体が、あのときにはたしか3団体があった気がしますが、卒業から戻ってきたのは塩尻市だけですか。

○企画課長 本年4月に戻ってきたというか、今まで非該当だった団体は、本市を含めまして市レベルでは上田市、安曇野市に該当する地域が一部過疎として。それから、町としますと蓼科町、これが非該当だったのですが、これが全部過疎として。また、非該当ではありませんでしたけれども、佐久穂町、飯綱町が一部過疎であったものが全部過疎ということで、この自治体が4月1日付の官報公示でしっかり明示をされたということです。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 16ページの真ん中あたりの対策というところの下です。日出塩と桜沢間のバイパスの新設という文言があるのですけれど、これは具体的にどういう要望をしているのでしょうか。

○企画課長 これにつきましては従前から記載があるということで、私たち、国道19号につきましてはそこが中断されると実際に生活道路として分断されてしまうという部分もありますので、幅広く、過疎債の適用ができる事業は拾おうと考えております。そういった迂回路の新設については、今回の桜沢改良事業についてもそうですけれど、一部その先も迂回路が必要な部分がありますので、そういった点で、今後、有利な起債の活用という点で、従前から記載をさせていただいているという内容です。

○柴田博委員 変更になったというところではないけれども、この桜沢と日出塩の間は、具体的に迂回路を造るような場所があるのか疑問なのですが、その辺はどうでしょう。

○企画課長 当初から記載がある部分でありますので、ここでしっかり根拠を持つての回答ができる部分がありません。申し訳ありません。いずれにしても、そのような方が一の生活道路の分断に対する対応を想定していません。

○柴田博委員 聞きたかったのは、現状の中で、例えば迂回路をこのようにすれば造れるので要望したいということや、それから今、桜沢のトンネルができたわけですけれども、新たなトンネルを造ることも含めて、バイパスを造ってほしいということなのか、その辺がもし明らかだったら、教えてほしいと思ったのですけれども。

○企画課長 今のところこの区間については、当時から要望が上げられているという状況で、集中的に桜沢バイパスのトンネル開通については、要望を受けて明記をしたり、変更をかけています。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○中村努委員 この社人研の推計人口というのは、人口増対策をしなかった場合、こうなりますよという推計という理解でいいですか。

○企画課長 直近の人口動態に基づいて、推計をしています。私たちのほうでは、総合計画の中でこの社人研の推計値に基づいていろいろな分析をしておりますが、目標人口を、今度第六次総合計画で策定をしますけれども、これに上乗せして、政策的な誘導人口も加味した目標値というものを設定しておりますので、政策誘導人口というのはこれに上乗せをした形で分析をしています。

○中村努委員 だけど、令和7年の目標値を見ると、社人研の推計と同じです。ということは、社人研が推計したとおりの数字を目標にするというのは、何か矛盾しているような気がするのだけれども。

○企画政策部長 私、人口ビジョンを策定しましたので内容を御説明いたします。社人研の推計値は市域全体の推計値で、その年齢階層がどうなるか、死亡率がどうなるか、それから社会像がどうなるかを一様に示したものでありますので、それを小地域ごとに推計するというのはほぼ不可能でありますから、市域全体の社人研の推計値に対して、同じ率で檜川がどう推移していくか。檜川地域だけ減少率が特別に高いという推計ではありません。したがって、塩尻市地域が政策的に人口誘導をしない場合に、令和5年に6万3千何百人と出てきます。それを6万5,000人という目標値を定めたわけでありまして、その6万3,000人減るペースで檜川も減っていくというのがこの推計です。したがって、社人研推計はしっかりキープをする。1,300人の上乗せにつきましてはエリアで上乗せということは考えておりませんが、宅地の提供でありますとか少子化対策等によって市全体の中で上乗せをしていくという施策でありますので、まずは、中山間地域においては、社人研の市全体の減少率で推計するものを最低限保っていきたいと、そういった解釈です。

○中村努委員 檜川地区としては、市全体の平均的な減少率よりもっと多分減少するだろうから、市平均にもっていくようにという意味の目標ということで理解すればいいですか。分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第7号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻市過疎地域持続的発展計画の変更についてにつきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時17分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第8号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業小坂田公園市民プール解体ほか工事請負契約の変更契約の締結について（追認）

○委員長 続きまして、議案第8号令和2年度社会資本整備総合交付金事業小坂田公園市民プール解体ほか工事請負契約の変更契約の締結についての追認を求める案件について議題といたします。

この案件につきましては、6月2日に牧野議長、青柳副議長、そして当委員会の委員長である私と赤羽副委員長により、小口市長へ申入れを行っております。その申入れの際に、本定例会の総務産業常任委員会において、このてんまつ及び再発防止策について説明されることを要望していますので、まず、その説明を求めます。

なお、本案件につきましては、契約の相手方である善意の第三者の事業者に負担を強いることは本市議会としても本意ではないので、案件については、本来の提出時期に提出された議案として審議を行いますので御了承願います。

それでは、説明を求めます。

○副市長 それでは、提案を申しあげました議案について御説明を申し上げます。この案件は、令和2年度社会資本整備総合交付金事業小坂田公園市民プール解体ほか工事請負契約の変更契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による議会の議決を経ずに契約を締結したため、議会の追認の議決をお願いするものです。

経緯について申し上げます。後ほど詳細に担当から申し上げますので、私からは概要について申し上げます。本契約は、令和2年10月22日に1億2,100万円当初契約を締結しています。その後、令和3年3月22日に契約金額を1億2,226万5,000円とする第1回の変更契約を締結し、さらに同年6月25日に契約金額を1億6,706万8,000円とし、第2回の変更契約を締結したものです。この第2回の変更契約は1億5,000万円を超えることとなるため、本来でありますと議会の議決を経て契約を締結しなければならなかったところ、変更契約に関する条文の解釈を誤ったことにより議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものです。このため、本契約を令和3年6月25日に遡って有効とすることについて、改めて議会の議決をお願いするものです。

法令に基づく行政を推進すべき立場にありながら、こうした事態を招いてしまったことは誠に申し訳なく、深くおわびを申し上げます。今後は事務手続のチェック体制の強化、職員の意識改革など、法令に準拠して、再発防止に万全を期してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

○財政課長 それでは、引き続きまして、私から御説明を申し上げます。まず初めに、こうした追認という形でお願いをすることになりましたのは、私どもの不勉強、深く反省をいたしますとともに、議会をはじめ関係の皆様、また、市民の皆様にも心よりおわびを申し上げます。大変申し訳ございません。

それでは、まず経緯については、今副市長が概要を申し上げたとおりです。本来、議会の議決を経て契約を締結すべきところでしたけれども、条文の解釈の誤りというところですが、当初の契約額、また、変更の契約額それぞれ、いずれの金額も1億5,000万円未満であったということから、条文を誤って解釈をいたしました。その結果、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものです。

次に、再発防止に向けた取組ですけれども、取組といたしましては、まず条文の解釈の誤りにつきましては、課の中におきまして正しい解釈というものを再確認いたしました。判断に迷う案件につきましては、逐条解説な

ど参考図書の活用についても徹底するとしたところです。また、本件に関する内容を失敗事例報告書といたしまして、総務人事課へ提出をしております。総務人事課からは、庁内全職員に向けてリスクマネジメントの徹底についてということで通知を発出したところです。そうしたところで、全職員にこうした案件についての情報が共有され、内容の再確認がされているということです。また、チェック体制につきましては、今回のように、変更工事に伴います工事変更内部協議書という書類がありますが、この様式を一部変更いたしまして、変更後の契約金額が1億5,000万円以上となるかどうかという確認をするチェック項目を追加いたしまして、該当する場合には、議会議決日等を含む入札契約のスケジュールを設定するなど、通常の契約案件とは仕分をするという確認手段を強化したところです。また、職員向けの入札契約運用マニュアルというものがありますけれども、変更契約における議会議決という項目に、ここにもしっかりと変更後の契約金額が1億5,000万円以上となる場合には議会の議決が必要となる旨、追記をいたしますとともに、これまで年1回開催しておりました入札契約事務の職員研修を複数回に変更するなど、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

こうした取組によりまして、事務手続のチェック体制の強化を含め、職員全員の意識改革、再発防止に万全を期すとともにリスクマネジメントの徹底を図りまして、適正な事務処理に努めてまいり所存です。最後、改めておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○**委員長** ありがとうございます。それでは最初に、てんまつ及び再発防止策の説明に対する質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** この契約の仕方について具体的に教えてほしいのですが。最初に、当然契約があつて、例えば1億円の契約をしたと。その後、5,000万円の追加工事なり何なりが出て契約を変更するときに、契約書は変更後の金額で再契約みたいなのをするのか、追加分だけの契約をするのか、その辺はどのようになっていますか。

○**財政課長** 変更の場合ですけれども、まず内部的な処理のところ、先ほど申し上げた工事変更内部協議書というものがあつて、そちらには総額等も出てまいります。そのほかの変更契約伺書という書類もありますけれども、そちらについても変更前、変更後の金額、総額が出てまいります。あと、契約書は変更額の記載となっております。以上です。

○**中村努委員** そうすると、最初の契約も契約自体は生きていて、それに別の契約が生じていて、多分それぞれ別個のものだということに思ってしまったということですね。これは、よく分からないのですけれども、例えば最初の契約というのを1回無効とか破棄にして改めて変更後の金額で契約するとか、そういうことはできないということですか。

○**財政課長** 当初の契約につきましては、その時点で契約行為がなされ、既に着工、支払い等が済んでおりますので、それをなかったことにするというのは無理かと承知しております。

○**中村努委員** 了解。

○**委員長** よろしいですか。ほかはありますか。

○**篠原敏宏委員** 結果、そして新たに契約するということは全然異議がありませんが、今の中で、PDCAでいくと、どこかに穴が空いていたということだと私は思うのですが、どこに穴が空いていたという分析はしていますか。

○**財政課長** そういった意味では、何点か穴はあつたと思っております。担当課、またそれをチェックする財政

課、また公印審査の際のチェック等があります。そうした中で一番欠落していたところは、先ほど変更協議を行う際にそういったところが何も明示されていなかったというところで、最も効果がある方法として、先ほど申し上げた変更協議書にチェック項目を追加する。それも単に1億5,000万円ということではなくて、あくまで変更後の契約額が1億5,000万円となるかどうかというチェック項目を作るなど、そういった見直しを既に行っていることと、あと、職員、関係各課を含め、そうした認識を再確認したというところで、幾つかそういった穴はありましたけれども、そこはしっかり見直しをしながら、今後、適正化に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、てんまつ及び再発防止策の説明に対する質疑を終了といたします。

次に、議案に対する説明を求めます。

○都市計画課長 私から議案の内容について御説明を申し上げます。議案関係資料 24 ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、標記の工事請負契約の変更契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による議会の議決を経ずに契約を締結したため、議会の追認の議決をお願いするものです。

契約の概要につきましては、対象の工事は令和2年度社会資本整備総合交付金事業小坂田公園市民プール解体ほか工事です。契約の相手方は北信・塩尻建友特定建設工事共同企業体です。

変更の内容は、変更前1億2,226万5,000円の請負額を4,480万3,000円増額しまして1億6,706万8,000円としたものです。変更の理由につきましては、プール解体後に予定していました展望駐車場の整備に関し、必要な工事を追加したものです。追加した主な工事内容は、プール解体後の駐車場の路床工事において、現場発生土をそのまま路床の盛土材として利用する計画でありましたけれども、現場発生土の含水比率が高く、そのまま利用した場合、設計支持力が得られないといったことから、土質改良を行うための工事を追加したものです。なお、工法につきましては、現場以外から盛土材を持ち込む方法など、コスト比較を含め工法検討を行いまして、最終的に現場発生土の水分を適正な含水比にするための土壌改良工法を採用したものです。

また、変更金額が、大きくなった理由について何点かありますけれども、1つ目としまして、令和2年度中にコロナ関連の経済対策として国が行った補正予算によりまして事業の財源が前倒して確保できたこと、2つ目としまして、工期を延長し繰越工事となったことで年度をまたいでの変更契約が可能となったこと、3つ目としまして、追加した工事は同一現場内でありまして一体施工の必要性があったこと、4つ目としまして、本工事の変更として対応することで分離発注と比較しますと、現場管理費ですとか一般管理費など経費についてコストカットができたことなどを理由に、建設工事及び委託業務等に係る入札契約運用マニュアルに沿って追加工事として変更契約を行ったものです。私からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○委員長 それでは、議案に対する質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 発生土は水分が多すぎたということですがけれども、今の説明で最終的にどうしたか分からなかったのですがけれども、発生土を使わずに別のものを持ってきたということなのか、それとも発生土の水分を何らかの方法で抜いたということなのか、その辺についてお願いします。

○都市計画課長 今回の変更では、現場の発生土に対して土質改良材を混ぜまして、現場発生土を適切な水分にして工事を行った、盛土材として使用したということです。

○柴田博委員 その変更金額は、改良材の分と工期の延長か何かで、このぐらいの金額になるということですか。

○都市計画課長 今回の工事、変更の内容は幾つかありまして、土壌改良分の工法がメインとなっておりますけれども、それが大体約35%から40%ぐらいを占めておりまして、そのほかに、令和2年度の当初予算分で発注できておりませんでした受水槽がありますので、その受水槽に水を入れるための配水設備ですとか、あと、駐車場の照明に関する電気設備工事ですとか、あと、駐車場内の排水工事について変更を行いまして、4,400万円を増額したといったことです。

○柴田博委員 当初契約に入っていなかった項目については、どうされるつもりだったわけですか。

○都市計画課長 先ほども説明しましたがけれども、もしこの国が行った補正ですとか、そういった部分がなかったということで考えますと、令和3年度の当初予算で予算を計上して、分離で発注した工事となります。

○柴田博委員 その場合には、例えば、今は北信・塩尻建友特定建設工事共同企業体ですけども、分離発注等の場合には別の業者ということも考えられたわけですか。

○都市計画課長 そのとおりです。

○柴田博委員 もう1点。別の件で、当初の本来の提出時期に提出された議案としてということですけども、そうならない場合には、どういうことになるわけですか。本来の時期に提示された議案で、ここで可決して、議会で議決ができたから契約するというのではなくて、今日の時点で初めてこういう議案が出てきたと。そのようにやる場合には、請負業者に何か迷惑がかかるわけでしょう。それは具体的にどういうことになるのですか。

○都市計画課長 今回の議案では、追認という形で遡ってお認めいただくという形なのですがけれども、もしこれがこういった追認ではない形でありますと、現契約、この4,400万円の第2回目の変更は無効な契約となっておりますので、この無効な契約に対して市が支出をしてしまっているといったこととなります。これを正当な契約にすることで市の支出を適正なものにするといったことです。

○柴田博委員 そういうのではなくて、例えば、市が4千何百万円を支出してしまったものを改めて正規の手続を取ったとすれば、請負業者から1回返してもらって、契約をして、また払うと、そういうことになるということですか。そうではなくて、議長から申し入れた場合にも、善意の第三者の事業者負担を強いることは議会としても嫌で考えていないということで、その負担というのは具体的にどういう負担になるのか。

○副市長 先ほど申し上げましたとおり、これは追認のお願いをしている議案ですので、追認をお願いして、この議案が可決をいただくということになりますと、その時点まで遡って、かしがらないものとして取り扱っていただくという凡例が出ておりますので、それはそういうことです。もし、それができないということになりますと、業者と市は議会の議決を経ない契約をしたということになりますので、今度は市と業者が話し合っ、それをどういうように調定をするか。1回お返しいただいて、また再契約するということもそうですし、別の方法で違う措置を取るということもあろうかと思っておりますので、それは、もしそういう事態が起こったら考えさせていただくということです。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○中村努委員 もともとプールのところは盛土だったのか切土だったのか、その辺はいかがですか。

○都市計画課長 プール自体は山を切って築造しておりますので、実際は切土でしたけれども、それを駐車場に整備をする、平らにしなければいけないということで、盛土の部分と切土の部分が出てきて平らにしたと。その盛土の部分で、こういった、要するに盛土が発生したといったことです。

○中村努委員 盛土の危険性については最近の事例でいろいろ対策が練られているのだけれども、そういった関係もあって、何か業者で再調査ということで地盤が非常に緩くなるという結果になったのですか。

○都市計画課長 今回の施工に関しては、当時のプールの部分は、競泳プールは50メートルの部分だけは下に掘れていますし、あと、流水プールもプール部分だけはどうしても地盤が下がっていますので、そういった部分を平均して平らにしてといった部分は、できる限り外へ土を持ち出さないような設計をしております、その中で行き来をしながら、今回、そこを埋める盛土材に現場発生土を使わせていただいたといったところです。

○篠原敏宏委員 今の中村委員の続きですけれども、今回の4千数百万円のうちの4割ぐらいが土質に関わる変更です。最初の設計の仕様の中に、切り盛りの切ったほうは多分ボーリング調査を、その土質がどういうものかということはやっているのではないかと思うのですが、あとは、そこへ盛る土の質が、先ほど言われたように、水分を含んだりすると強度が落ちるといような調査なり、その作業ができていなかったという。ですから、後でやってみたら、いやいや、これは固まらないという話ですか。この域内の、薬を使わないと固まらない土だということが後で分かったと、そういう解釈でよろしいですか。

○都市計画課長 今回、この駐車場整備をするに当たっては、最初にここにありましたプールの解体工事を行っております。実際に、こういった町なかの道路等を整備する場合には、一般的にはそういったCBR検査ですとか、そういったものを当初設計の中で見込んで、その下の支持地盤をきちんと確認してから設計を組むことが一般的です。今回の場合は、あくまでも構造物がまずありますので、その構造物を取り除いた段階で、実際にこの工事の中で、そういった土質検査を行いました。実際には、その設計が本当に必要かどうかという部分は設計段階では分かりませんので、あくまでも解体、除去が行われた後の土をきちんと確認してから、その段階で土質試験をやったということでもあります。当初にやりますと、もし必要がない土質試験を行いますと過大になってしまう、余計に工費がかかってしまうといったことで、今回はこのような形で、解体後にさせていただいたといったところです。

○篠原敏宏委員 設計が始まって、事業自体が始まって、その途中で土質に関する加わる部分が出てきたという。それは、私は悪いことではないと思っています。課長が言われるように、手続ややった作業はいいと思うのです。結果、それをやってみたら、土質が基準に満たないということが後から分かったという解釈でいいわけですか。

○都市計画課長 そのとおりです。

○委員長 今回のこの案件は、追認が主な議題であります。工事の設計の部分につきましては、今回のこの議案の中では重要な部分ではありまじょうが、本来の議案であります追認という部分で議論をいただきたいと思えます。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第8号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号令和2年度社会資本整備総合交付金事業小坂田公園市民プール解体ほか工事請負契約の変更契約の締結についての追認を求める案件につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に移ります。

議案第10号 市道路線の認定について

○委員長 続きまして、議案第10号市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料27ページからの議案第10号市道路線の認定についてお願いいたします。

提案理由ですが、市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、新たに1路線を認定するものです。認定する路線ですが、路線番号3583、堅石下原団地北2号線です。

場所につきましては、28ページを御覧いただきたいと思えます。原新田交差点の南側に当たります郷原街道沿いに、以前タケシゲ薬局がありましたが、その東側になります。こちら、堅石地籍になりますが、民間の事業で4区画の宅地造成があり、それに伴い市道認定を行うものです。道路の延長は25メートル、幅員は4.6メートルとなります。また、この道路の雨水排水につきましては、道路両脇の自由勾配側溝を介しまして、浸透ますでの処理となります。

以上が市道路線の認定の説明になりますが、参考といたしまして、27ページにありますとおり、今回の認定によりまして、市道路線の数は1路線増の2546路線、総延長距離は25メートル増の89万8,030メートルになります。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第10号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号市道路線の認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

最後に、理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 慎重に審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての案件につきまして御承認をいただきました。深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、6月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時50分 閉会

令和4年6月15日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長 中野 重則 印